いじめ発生時の組織的対応　　**別紙４**

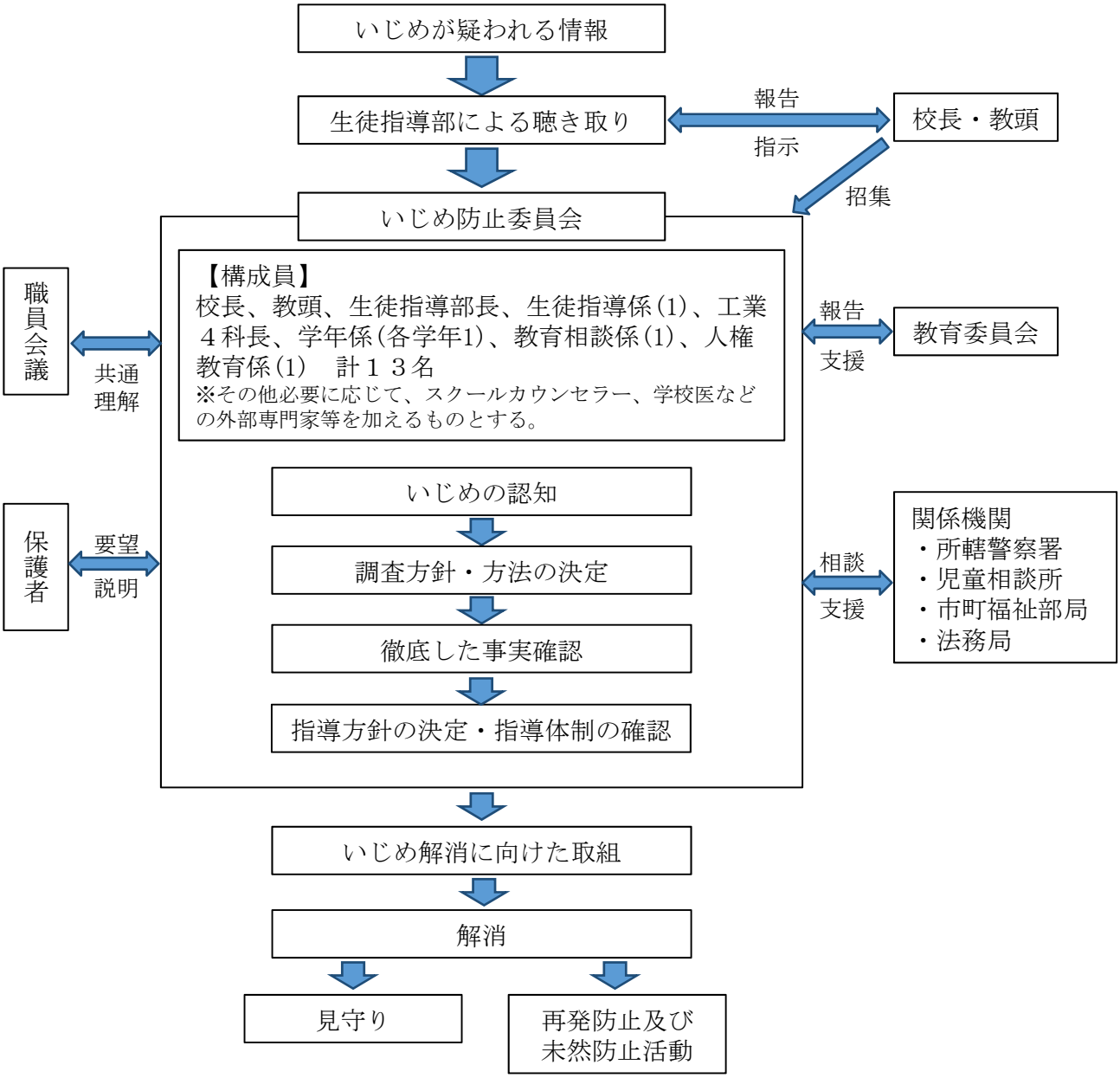

【学校の対応】
・被害生徒や、いじめを知らせてくれた生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
・被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
・被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
・被害側、加害側の生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。